

## 藤沢市教育委員会 11 月定例会会議録

日 時 2016 年（平成 28 年）11 月 16 日（水）  
午後 3 時 00 分  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第 24 号 市議会定例会提出議案（平成 28 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号））に同意することについて
  - (2) 議案第 25 号 市議会定例会提出議案（調停の成立について）に同意することについて
  - (3) 議案第 26 号 市議会定例会提出議案（指定管理者の指定について）に同意することについて
- 5 その他（報告）
  - (1) 給付型奨学金制度の創設に向けた取組状況について（中間報告）
  - (2) 平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果について
  - (3) 学校生活についてのアンケート調査の結果について
  - (4) 平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について
  - (5) 藤沢市立学校教員の懲戒処分について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 中 林 奈美子  
4 番 大 津 邦 彦  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育部長	吉 住 潤	教育次長	小 林 誠 二
生涯学習部長	秋 山 曜	教育部参事	神 尾 友 美
生涯学習部参事	藤 本 広 巳	教育部参事	神 尾 哲
教育部参事	小 池 規 子	教育部参事	松 原 保
学校教育企画課長	齋 藤 直 昭	学校施設課長	山 口 秀 俊
スポーツ推進課長	笠 原 竜 雄		
教育総務課主幹	佐 藤 繁	教育指導課主幹	窪 島 義 浩
生涯学習総務課 主幹	山 口 雄 賢	生涯学習総務課 課長補佐	田 代 俊 之
学務保健課課長 補佐	近 尚 昭	学務保健課指導 主事	市 川 明 美
教育指導課指導 主事	山 田 大	教育指導課指導 主事	町 田 一 郎
書 記	西 山 勝 弘		

小竹委員長 ただいまから藤沢市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。  
 ÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1 番・吉田委員、3 番・中林委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
 （「異議なし」の声あり）

小竹委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、1 番・吉田委員、3 番・中林委員にお願いすることにいたします。  
 ÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。  
 何かありますか。  
 特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。  
 （「異議なし」の声あり）

小竹委員長 それでは、このとおり了承することにいたします。  
 議事に入ります前に、議案第 24 号市議会定例会提出議案（平成 28 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号））に同意することについて、議案第 25 号市議会定例会提出議案（調停の成立について）に同意することについて、議案第 26 号市議会定例会提出議案（指定管理者の指定について）に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年度法律第 76 号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項ただし書の規定により非公開での審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
 （「異議なし」の声あり）

小竹委員長 ご異議がないようですので、議案第 24 号、第 25 号、第 26 号は、後ほど非公開での審議といたします。  
 ÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 それでは、その他に入ります。  
 （1）給付型奨学金制度の創設に向けた取組状況について（中間報告）、事務局の説明を求めます。

神尾（友）教育部参事 それでは、給付型奨学金制度の創設に向けた取組状況について、中間報告をいたします。（資料参照）

1 制度創設の趣旨 現在、我が国では実に 6 人に 1 人の子どもが普通の生活水準の半分以下の所得水準での生活を余儀なくされている状況にあります。一方、高等教育への進学にかかる費用については、所得の多寡

にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的分が重くのしかかっています。このような状況の中、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に向かって生きていくことのできる社会環境の構築が重要であると考えております。奨学金制度のあり方につきましては、これまで藤沢型地域包括ケアシステムの構築に向けた専門部会の中で、さまざまな視点から検討してまいりましたが、生まれ育った環境に左右されることなく、教育の機会均等が図られるよう、奨学金制度を実施するものです。

2 奨学金の給付方法 日本学生支援機構など、既にさまざまな奨学金制度が運用されておりますが、その多くは奨学金を貸し付け、返済を伴う貸与型となっており、近年、この貸与型の奨学金を利用した学生の中には、不況や非正規労働などが原因で奨学金の返済ができず、自己破産に追い込まれるなど返済が大変重荷になっている状況があります。こうした状況から本市におきましては、奨学金の返済を伴わない給付型の奨学金制度といたします。

3 給付対象者 本事業は子どもの貧困対策に向けた事業であるため、対象者については①住民税非課税世帯の子ども②生活保護受給世帯の子ども③児童養護施設退所者とし、藤沢に1年以上住民登録がある方を対象にしたいと考えております。また、成績要件については、本制度の目的が、学ぶ意欲がある方への経済的支援であることを前提に、設定する必要があると考えております。このことから他の奨学金制度の多くが評定平均を3.5以上で設定しておりますが、3.1以上とし、希望者のすそ野を広げてまいりたいと考えております。

4 対象とする大学等 本事業の対象とする学校については、学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校の専門課程（専門学校）とします。

5 給付額等について （1）給付額では、金額については、私立大学（文系）に入学した際の平均的な費用と同程度を想定して算出いたしました。この考え方を基に給付額につきましては、十分に学業に専念できることを念頭に、入学時の入学金を支払うための資金として入学準備奨学資金を1回上限30万円、月々の授業料を支払う資金として学費奨学資金を月額6万円を上限として、それぞれ給付したいと考えております。

（2）返還については、大学生等が中途退学した場合には、以降の奨学金の給付を打ち切りますが、本制度は貸し付けの返済が困難な方を対象にしている制度であることから、中途退学した日以降に給付した奨学金については返還請求をいたしますが、在学中に給付した分については返還請求を

行わないものと考えております。

6 給付対象者の選考は、(1) 一次審査として世帯状況の確認、本人の成績、小論文 (2) 二次審査として面接を実施し、学業に対する意欲や世帯の状況を確認の上、選考したいと考えております。

7 藤沢型の支援方法は、給付対象となった子どもについては、入学時から卒業時までしっかりとフォローしてまいりたいと考えております。このことから福祉部、子ども青少年部と連携し、3ヵ月に1回程度定期的に面談を実施することにより、勉学や生活の状況を把握し、状況に応じた相談、助言を行いたいと考えております。

8 開始時期(案) 平成29年度につきましては4月から6月までを応募期間とし、7月から11月までに一次、二次選考を行い、給付対象者を決定いたします。12月から翌年3月までの間に給付決定者について、入学金に当たる入学準備奨学資金を振り込み、その後、平成30年度には授業料相当として4月から6月の間に前期学費として6ヵ月分、7月から9月までの間に後期学費として6ヵ月分をそれぞれ年2回に分けて支払う予定で検討しているところでございます。

なお、現在、国におきましては、文部科学省で給付型奨学金制度の創設に向けた検討チームを設置し、具体的な制度設計についての議論を行い、年内中にはとりまとめを行う予定となっております。今後におきましては、こうした国の動向にも十分注視し、本市にふさわしい藤沢型の奨学金制度の検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。なお、本件につきましては、12月1日から開催されます12月市議会定例会・子ども文教常任委員会で報告をしていくものでございます。よろしく願いいたします。

小竹委員長

事務局の説明が終わります。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員

とてもいい取り組みだと思いますけれども、これまで貸与型奨学金というものがあつたのかどうかというのが1点と、すそ野を広げるということで成績要件が3.1というのは理解ができるけれども、この辺が趣旨にあるような学ぶ意欲と能力というところにどういうふう結びつけられるのかが2点目。3点目は、もし、すそ野を広げることで3.1とすることになれば、選考において本人の成績を考慮するとなっているけれども、こちらについてはどのような選定基準を考えておられるのか、お伺いします。

佐藤教育総務課主幹

1点目のご質問ですが、平成22年度までは高校進学を対象とした奨学金制度を実施しておりましたが、授業料の無償化に伴いまして、制度が廃止となって今日まで至っている状況でございます。

2点目の評定平均の値の考え方ですが、今回、対象としております児童養護施設の対象者の方々にとってみますと、余り高い評定を設定しますと、なかなか難しいということを経験した職員にもお伺いしているところがございますので、そういった方々にも広くこの制度をご利用いただくという点で、この評定としたところがございます。

神尾（友）教育部参事 選考についてのご質問ですが、選考については主に本人の成績とか小論文はもちろんのこと、二次試験の面接で、本当に本人が大学に進んで何を学びたいかといった部分を、まだ、面接官にどのような方をお願いするかは決めておりませんが、そういったところから本人のやる気、意欲を十分に聞いて、決定にそういった部分を加味したいと考えております。

井上委員 丁寧な答え、よく理解できました。給付額についても1回30万円、月6万円ということで、計算すると1人当たり102万円は、何人ぐらいを対象と考えているのでしょうか。

神尾（友）教育部参事 予算のこともありますが、今のところ3人程度を考えています。4学年となりますので、最終的には12名程度を対応していきたいと考えております。

井上委員 各学年3名で、4学年12名が上限と考えているということですが、3名はちょっと少ないと思ったので、12名となればということで安心しました。どうぞ予算の許す限り、こういった面を充実していただければと思います。

中林委員 制度の導入は大変ありがたいと思っております。費用についてはどういう形で捻出のするのか、教えてください。

神尾（友）教育部参事 今のところは一般財源となっております。余談ですが、この制度については、ある民間企業から社会貢献をしたいと、子どもたちの役に立つようなことをしたいというお話がございまして、まだ、具体ではないのですが、寄付金の関係でお話をいただいているところもありますので、今後、具体的にになれば、そういったものも活用できるかなと考えております。

中林委員 一般財源から捻出していただくということで、大変ありがたいと思っております。藤沢市には企業が多くありますので、先立つとなる会社に、卒業した方が就職するという形で、自分の会社に貢献するような形が取れるとすると、それが次の企業への後押しになると思っておりますので、ぜひ寄付金についてアナウンスをして集めていただいて、少しでも人数が増えるといいと思っております。

大津委員 この制度は、困窮家庭の進学問題が報道でもかなり大きく取り上げられているので、大変いいと思うのですが、質問の1点目は、入学時に

30 万円で、月額 6 万円の支給ということですが、生活保護家庭がこれを受給した場合、所得としてみられてしまうのかどうか。この奨学金を受けたために生活保護費が減らされてしまうとなると、行って来いになるので、その辺の問題はどういうふうに考えておられるのか。

それから支給決定のところ、例えばこれを見込んで受験をしたいと思ったときに、この期間の中で可能なのかどうかということが疑問に思ったので、その辺の考え方を教えてください。

佐藤教育総務課主幹 1 点目の生活保護受給世帯において奨学金が所得とみなされるかという点については、現制度でいきますと、世帯分離をするような形で大学に進学される方は、生保世帯から離れた形で制度的にはみられると伺っています。この奨学金を受けることで生活の保障ができなくなってしまうようなことがないように、生活援護課の職員ともよく話をして制度が円滑に運用できる形をとってまいりたいと考えております。

それから支給決定の部分の話ですが、児童養護施設の職員とも今、話をしているのですが、この制度の周知が広くあるいは事前にお知らせすることで、子どもたちが将来に向かって明るい希望を持って、こういう制度があるから進学をしてみようというような気持ちになれると伺っていますので、そのあたりもなるべく早めに制度の周知をしていくことで十分活用できていくのではないかと考えております。

大津委員 このスケジュール案だと、11 月ごろまでに決定をしてということだと思うが、大学進学を考えると、もう少し前ぐらいから考えていくのではないか。願書の提出とかいろいろな手続きをして、2 月に受験をするというようなスケジュールではないかと思うけれども、仮に 11 月ごろに決定して、そこから候補を考えていくとなると、タイムスケジュール的に可能なのかどうか。この辺のスケジュールは、まだ中間報告なので当然これから検討する余地があると思うけれども、その辺はまだ流動的なのかどうか、教えてください。

佐藤教育総務課主幹 ご指摘のとおり、この制度開始の初年度につきましては、確かにタイトなスケジュールという感じがいたします。どうしても市の予算の関係もあり、予算に伴う事業が議会で承認を得られる前に PR をすることがなかなかしにくいということもあって、初年度はどうしても 4 月からの事業実施になり、事業の PR になってしまうというところがございますけれども、30 年度以降につきましては、事業の浸透が図られて、そういった意味では十分活用していただけたと思います。いずれにしても、ご指摘の点を踏まえて 29 年度におきましても、できる限り PR をする中で、この事業が円滑に活用できるように努めてまいりたいと思

ます。それから募集期間が短いということもご指摘の要因かと思いますが、そういう点では暫定のスケジュールですが、募集期間を長く取って、その間に事業の周知を図るといったことも手法としてはあるかと思えますので、そのあたりはもう一度内部で検討して実施してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

大津委員

質問の趣旨がずれたかなと思うのは、周知期間ではなくて、決定の期間を言っているのです、例えば 10 人申し込まれて 3 人しか駄目ですとなったときに、7 名は断念せざるを得ないという状況になると思う。そうすると 3 名若しくは 7 名の方がどの時点でわかるのかによって、進学を断念するか、トライするかという形だと思うんです。そういう意味では 11 月末ごろで間に合うのかということを確認したので、それがもう少し選考期間が短縮できて、もう少し早い段階で決定できますということだと、進学をどうするかというのも、その 3 年生のお子さんが考える時間がずれてくると思う。12 月ごろだと、結構タイトな気がしたので、意見としてはこれは中間報告なので、今後の中でご検討いただけたらいいと思います。

中林委員

お金の件ですが、去年、うちではまさに大学受験を経験しています。私立大学で 1 学部のテスト費用が 3 万 5,000 円、センター利用が 1 万 7,000 円とかかった記憶があります。この費用についてはご自分の家庭での捻出ということですか。かなり大金だと思う。1 つではなくて大体 3 つか 4 つ、私立受験している方が多いと思えますので、そちらの方も家庭としては厳しいところかと思いました。

吉田委員

この給付型の奨学金を創設するに当たって、今いただいたような課題、それからどこまでの給付をしたらいいのかということも十分検討した上で、この結果を導き出しているというところでは、今まで経済的に大学に行かれないと思った子どもたちが、これだけ出してくれるのであれば、少し頑張って上の学校に行くことが可能なんだと、そういう夢につながってもらえるといいなというための支度金という形で創設をしていますので、金額については市の財政とも相談しながらやっていかなければいけないことだと思っています。それからマックス 100 万×12 人という形になりますので、結構な金額になると思っています。

それから大津委員がおっしゃった決定の時期によって希望がかなうか、かなわないかという方につながっていくのではないかということについては、十分考えていかなければいけないことかと思えますので、初年度はどうしてもタイトなスケジュールになってしまいますけれども、それ以降、どういった形で行っていくことが一番受験する子どもたちに



とって、自分の夢につながるものなのかということをも十分検討しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

井上委員

成績のことですけれども、大体、成績表を出すのは3年生の前期が終了した時点での平均値が出るのかなと思っておりますので、選考の期間が6月となると、その前の段階での成績評価になろうかと思っておりますので、2年次が終了した時点での成績評価3.1と考えてよろしいのでしょうか。

神尾（友）教育部参事

今のところ、おっしゃるとおりを想定しているところでございます。

小竹委員長

他にご意見・ご質問はございませんか。

これ以上ないようですので、了承することといたします。

XX

次に、(2)平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について、事務局の説明を求めます。

松原教育部参事

それでは、平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について、ご報告いたします。(資料参照)

1の調査の概要と目的 これまでの教育活動や教育施策の成果と課題等を把握・検証し、今後の教育活動に生かすために、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、悉皆調査として実施したものです。

2の実施状況 調査実施日は記載のとおりです。実施項目については、児童生徒に対する調査と学校に対する調査紙問書の2項目となります。児童生徒に対する調査は、教科に関する調査として国語と算数・数学を実施し、各教科とも主に知識に関する問題と活用に関する問題が出題されています。また、同時に質問紙調査として、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査を実施しています。

学校に対する質問紙調査については、学校の指導方法に関する取り組みや人的・物的な教育条件の整備状況等に関する調査となっております。実施校数、実施人数については記載のとおりです。

3の市全体の平均正答率一覧表です。(1)の小学校の平均正答率については、多くの教科において神奈川県及び全国の公立小学校の平均正答率をやや下回っています。(2)の中学校の平均正答率については、すべての教科において神奈川県及び全国の公立中学校の平均正答率をやや上回っています。なお、本調査の研究・分析を行っている国立教育政策研究所の報告書によると、「全国の平均正答率の±5%の範囲内であれば、全国と大きな差は見られなかったと考える。」と表記されており、今回の調査において、±5%を超える教科はありませんでした。

4の教科に関する調査結果の特徴と授業改善のポイント 12 ページか

ら 15 ページにかけて小学校、中学校の教科ごとに「成果として認められる事項」「課題として考えられる事項」「改善の手立て」について、各項目 3 点ずつ示していますので、詳細については後ほどご確認くださいと思います。

5 の児童生徒質問紙調査に関する調査結果の特徴と改善のポイントでは、この調査結果は、児童生徒質問紙にある質問項目のうち、学力と関連のある質問項目について取り上げ、5 つの柱に分類し、主なものについてまとめてあります。なお、すべての質問項目と 5 つの柱については、19 ページの次に参考として載せてございます。児童生徒の割合を示した数値については、時間数を問う設問を除いて、「あてはまる」「どちらかという」とあてはまる」と回答した割合を示しています。

主な調査結果として、「学習に関する関心・意欲等」については、多くの児童生徒が「勉強は大切だ」と回答しているものの、「勉強が好き」と回答している割合は「大切だ」と回答している割合をおおよそ 30%程度下回る結果となっています。「生活習慣」については、朝食を毎日食べている児童生徒の割合は高い状況にあります。平日に 2 時間以上テレビやビデオ等を視聴したり、ゲームをしたりする児童生徒が相当数いること、また、中学生では 3 人に 1 人が 1 日当たり 2 時間以上、携帯電話やスマートフォン等を利用していることがわかります。「学習習慣・学習時間」については、平日に学校以外で 2 時間以上勉強する中学生の割合が高くなること、また、勉強時間が 30 分より少ないか、全くしないという小学生が 16%程度いることがわかります。

6 の「考察」では、今回の教科に関する調査の結果では、漢字を正しく書くこと、計算することなど基礎的、基本的な知識・技能の定着や自分の考えを書くこと、グラフと関係づけながら説明することなどに課題が見られました。特に、自分の考えを整理して書いたり、説明することへの課題については、これまでも同様の傾向が見られることから、自分の考えを文章であらわしたり、発表させるなどの言語活動をより一層充実させ、表現する力を高めていく必要があります。

7 の「今後の教育活動に向けて」です。(1) 教育委員会における今後の取り組み」は主に 5 点でございます。特に教科に係る課題については、改善に向けた工夫や取り組みの必要性を学校に対して働きかけていくとともに、指導主事や学校人材育成支援員、また、教育文化センターによる研修を通して教員の指導力向上を図ってまいります。生活習慣や学習習慣、家庭での時間の使い方についても保護者に対し、働きかけを行ってまいります。

(2)「学校における今後の取り組み」としては4点でございます。各学校の調査結果を学校全体で分析し、課題や指導方法を見直しながら、わかる授業づくりに努めていくとともに、言語活動を意図的に取り入れ、児童生徒が主体的・対話的に学ぶ学習課程を工夫して、思考力・判断力・表現力等の育成を図ってまいります。また、学習習慣の確立や生活習慣の改善に向けても家庭と連携して取り組んでまいります。以上で、報告を終わります。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員 全体的な結果としては、小学校がやや全国平均より低く、中学校は上回っているということですが、確か去年もそのようなことで大きく変わっていないと感じました。そういう中で、18ページの「7 今後の教育活動に向けて」のところで質問をすると、1点目は、校長会等で各学校に周知します。また、ホームページで公開するというのはどの辺まで周知し、公開するのか。2点目は、教員のキャリアステージごとに研修を実施することですけれども、教育委員会として、どのような予定を立てているのか、お聞かせください。

町田教育指導課指導主事 1点目のご質問の校長会での周知事項については、藤沢市の全体の平均正答率とか、子どもたちの質問紙に対する考え方あたりをご紹介します。また、各学校におきましては、各学校の正答率が伝わっておりますので、それと対比しながら、それぞれの学校でどこが弱いのかを分析しつつ、日々の授業に生かしてまいりたいと考えております。

2点目のキャリアステージにおける教職員の研修ですが、本市でゼロ年経験から始まりまして、12年経験までの研修を行っておりますけれども、それぞれ指導技術、または学校における校務の分担に係るそれぞれの仕事、年数がたったときに、どの程度のことが理解し得るのかというところを資質の向上として研修していく予定でございます。

松原教育部参事 若干補足いたします。1点目の周知ですけれども、今回、お示ししていただきます資料は、そのまま校長会にも出してまいりますし、ホームページの方にもこのまますべての資料を載せてまいります。あわせてホームページの方には保護者に対しての働きかけというところで、生活習慣等の部分については、家庭でもご協力をお願いしますといった部分をあわせてホームページ上では働きかけをしていきたいと考えております。

それから各学校にはそれぞれの学校の詳細なデータが送付されていますので、そういったものと全体との結果を照らし合わせる中で、それぞれの学校の課題等について見定めた上で具体的な対応を図ってほしい

ということで、校長会の方には周知をしていきたいと思っております。

2点目のキャリアステージについてですけれども、教員の教職経験年数に合わせて、ゼロ年度いわゆる初任者から1年経験、2年経験、3年経験、4年経験と順次教員研修を設定しております。その中で授業づくりという部分で、教員の指導力の向上というところは、特に経験の浅い教員については、そのところを中心に研修を進めているところがございますので、そういった中でも今回の調査の結果なども発信していきながら、自分自身の授業の進め方について工夫していけるような促しを図っていきたいと考えております。

吉田委員

2年前に藤沢市人材育成のプランニングをいたしまして、初任者から管理職までどういった研修が必要なのかというの見直しまして、今、そのプランニングを中心に教育文化センターが取り組んでいる状況がございます。細かなキャリアステージごとについては一覧表がございますので、後ほどお示しをしたいと思います。

それから今、教育文化センターの方で特に力を入れ行っている人材育成支援員の活動がございまして、勤務時間外ではありますが、土曜日に土曜講座というのを開きまして、実際に役立つような成績表のつけ方とか、所見の書き方とか、実際にどういった授業をしていくのがよろしいのか、どういった教育活動が必要かというようなことも研修をしています。これは自主参加ですけれども、意欲を持って先生方が参加している状況にあると思っております。そういった形でそれぞれのキャリアに応じた、あるいはみずから進んで研修を受けて授業に役立てようという傾向が見られている状況でございます。

井上委員

丁寧な説明ありがとうございました。周知する方法はよくわかりました。それからキャリアステージごとに研修を行うということもわかりましたけれども、この結果も当然そういったものの中の内容に入り込むということも説明があったと思いますので、こういった結果をそれぞれの研修、それぞれのステージごと、2段階あると思うのですけれども、そういったところに取り込んでいただけるということなので、各学校の結果とそれに対する指導ということがパラレルになっていると感じましたので、その点しっかり学校ごとに、それぞれ弱いところを強くするというふうな指導を徹底していただくことをお願いします。

中林委員

ホームページの方で、家庭への協力というふうに言っていました。スマートフォンを持たせているのも家庭ですし、本当に家庭の教育力が今、落ちているというのは保護者として恥ずかしいところではあるのですが、意識のある人はいろいろな形で情報を取りに行きます。お手紙で配

布しているものも保護者同士がつながっていると、そこから横の情報が入ってきますので、そこで少し底上げができるかと思うのですが、問題と思っているのは、そういう意識が余りない方、持ちたくても持てる時間がない方たちの家庭にいる子どもたちに対してというところかと思っておりますので、今、子どもたちもそうですけれども、親も具体的に教えていただかないとできないことが多くなっていますので、お手紙で詳しく書いていただくととらまえ方もいろいろありますし、漠然と書いていただくと家庭によって常識とかペースが全然違う形になって、勝手なとらえ方をするケースも多々あって、それが違う形で悪い方向に行くのはとても残念なことだと思います。例えば先生と保護者の懇談会とか、いろいろな形で交流する場所があると思っておりますので、そのときに話題提供という形で、今のおうちの状況はどうなんですかという話をする時間を取っていただいていると思うけれども、なかなか参加する人間も意識があったり、なかったりして難しいところではあるのですが、今まで以上に細やかな働きかけをしていただいて、ぜひ親も巻き込んでいただきたいと思います。親がどうしても他人事になってしまっていて、学校任せになっていることが多く、宿題を出してくれないから勉強をやらないとか、そんなことを言い出していますので、ぜひ親は家庭が一番大事なんだということを再認識していただけるように、私ももちろん努力をしまいいりますが、いろいろな形で周知をしていただけたらと思います。

大津委員 私も今と同じでして、家庭の取り組みと申しますか、その辺が大切なんですけど、最も難しいところかなと思ってまして、これを変えてくれということではないのですけれども、その辺の取り組みをいろいろ考えていただけるといいかと思っています。

小竹委員長 他にありませんか。

特にないようですので、了承することにいたします。

×××

小竹委員長 次に、(3) 学校生活についてのアンケート調査の結果について、事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 それでは、学校生活についてのアンケート調査の結果について、報告いたします。(資料参照)

1 の調査の概要では、(1) 調査目的は、各学校においては、児童生徒の実態把握と指導に生かすこと、教育委員会においては本市全体の傾向の把握と今後のいじめ防止施策に反映させることを目的として、市立小中学校に通うすべての児童生徒を対象に実施したものです。(2) 実施時期、(3) 調査対象、(4) 調査・回収方法については記載のとおりです。(5) 調査

内容については、設問 1～設問 4 は、「学校生活の中で嫌な思いしている児童生徒の把握」、設問 5 は「自己の行動の見直し」、設問 6～設問 8 は「周囲の児童生徒の意識」となっており、嫌と感じる行為を受けた、行った、見た、聞いたという 3 つの観点を中心に調査をしています。

2 の調査結果の分析の観点については、記載の 3 点を設けています。

3 の調査結果の分析と考察については、「はい」と答えた児童生徒の割合を表と棒グラフで示しています。表の一番下の段が各学年の今回の回答割合を示したものです。また、表を縦に見ていただきますと、その学年のこの 3 年間の推移を見ることができます。設問 1 から設問 4 の「受けた」、設問 5 の「行った」、設問 6 から設問 8 までの「見た、聞いた」まで、全体を通して見えたことは、学年を重ねるにつれて、ほとんどの学年が数値的には減少しているところでございます。しかし、小学校 2 年生については、増加の傾向が見られ、昨年度の 2 年生の数値と比較をしても高い割合を示しています。また、手紙やパソコン、携帯電話、スマートフォンに関わる部分では、中学 1 年生になると割合が高くなる傾向が見てとれます。さらには「嫌な思いをした」と回答している児童生徒の割合に対して、「嫌な行為をした」と回答した児童生徒の割合は下回っており、行為を行っているという自覚や認識が薄いことがわかります。「いやがらせ行為を見た、聞いた」と回答した児童生徒の割合が高いのは、1 つの事案に対して複数の児童生徒が見ていることをあらわしています。

各設問のグラフから読み取れる「考察」については、各ページ右下の枠の中に記載をしていますので、詳細は後ほどご覧いただければと思います。

4 の成果と課題では、本調査を含めこれまでのいじめ問題に係る取り組みの成果といたしましては、1 点目として「嫌な思いをしている」「嫌な行為をした」「嫌がらせ行為を見た」のそれぞれについて減少傾向が見られることです。2 点目として、教職員によるきめ細かな児童生徒の観察やアンケート等の実施により、早期発見、早期対応につながっていること。3 点目として、児童生徒のいじめに対する自覚が高まり、各学校において児童生徒による自治活動が積極的に行われていること。4 点目として、条例の施行をはじめ各学校の取り組みや研修により、教職員のいじめに対する意識や対応力が高まっていることです。

その一方で、課題としましては、1 点目として、小学校低学年におけるいじめ行為が増加しており、対象学年に対する適切な支援を図る必要があること。2 点目として、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の情報機器関連のトラブルについては、水面下での進行が懸念されることから、引き続きの対策を図る必要があることです。

5の課題に対する今後の取り組みについて、学校は小学校低学年の課題に対して、この年齢の特性を理解し、チームで丁寧な指導と支援を行っていくとともに、スクールカウンセラーなどの専門的な助言を受けながら、子どもたち一人ひとりに合わせた対応を行ってまいります。また、教育委員会では、教員に対する研修を充実させるとともに、現在、小学校19校に配置している児童支援担当教諭の全校配置を進め、児童支援担当教諭と生徒指導担当教諭を軸とした9年間の連続した児童生徒指導・支援の充実を図ってまいります。

また、情報機器を介して起こるトラブルの事前防止に向けて児童生徒・保護者に対する情報モラル教育を推進するとともに、トラブルが発生した際には学校と連携して早期対応を図ってまいります。以上で報告を終わります。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員 全体的には減少しているというような報告を聞いて、少し安心いたしました。そして「課題に対する今後の取り組み」というあたりを見ますと、減った原因がスクールカウンセラー、あるいは児童支援担当教諭が大きな役割を果たしているかと思うけれども、現在、藤沢市全体として、そういった方が配置されている現状について、どのようになっているのかご説明していただけますか。

山田教育指導課指導主事 児童支援担当教諭は、小学校は市内35校ありますが、現在、19校に配置されております。それからスクールカウンセラーは、原則として市のスクールカウンセラーは、小学校も中学校も週に1回派遣されております。ただ、規模の大きい学校については週2日の派遣もございます。それとは別に、県のスクールカウンセラーが中学校に週1日勤務しております。

井上委員 そういった取り組みがいじめに関連するような事態を減少させているとすれば、そこを充実させていく必要があると思いますので、小学校35校のうち19校となっていますけれども、この後、各校に配置するといった配慮も当然考えていただいて、子どもたちに不便のないような施策も取り組んでいただけたらと思います。

大津委員 大体、統計数字はわかったのですが、文部科学省の統計で発達障がいの子が6.5%ぐらいに上がると言われている。当然、その発達障がいの中にはいろいろなタイプがありまして、場合によると、仲間に入りにくかったり、コミュニケーションが苦手だったり、多動性があったりということはいじめの対象になりやすい子どもが結構いるけれども、この統計数字の中

というよりも発達障がいへの把握は試みられているのかどうか。特別な支援を受けている子どもの中にはいるのですけれども、親御さんも全く気がついていなくて、その状態のまま通学しているという状況になると、場合によってはいじめの対象になりやすくなったりするものですから、その辺のことをどんなふう考えているのか、もしあれば教えていただけるとありがたいと思います。

松原教育部参事 発達障がいの状況について把握をしているかというご質問ですけれども、学校としては常日ごろ、子どもたちの教室の様子とか、子どもたち同士の関わり等を見ていて、ちょっと課題を抱えているかなというようなケースについて、そういう部分を想定する中での対応はしています。そういうお子さんについては、学校生活の支援をするために介助員の配置の申請が上がってくるので、はっきりと診断を受けているお子さんについては、その部分も明記されて、一緒に上がってきますので、そういうところではある程度一定の線の把握はできています。ただ、疑いはあるけれども、実際にそういう診断まで受けていないとか、検査を受けていないとか、そういうお子さんについては保護者の方からもそういう申し出がない限り、学校としてそこまではっきりとした把握はできないという状況の中、その子の行動傾向を見ながら対応しているという状況がございます。

そういう行動傾向等からいじめの対象になってしまう部分があるのではないかなというご心配もいただいておりますけれども、現に、そういうところがきっかけとなって、周りの子どもたちの関係の中でトラブルが生じて、いじめの問題に発展してしまっているようなケースもございます。そういった場合に、担任の学級に対する指導の1つとして、お子さんの行動の傾向について、周りの子が一定の理解を示していく必要があるというところがまず必要になってくると思いますので、そういった部分を共に生活している子どもたちが理解をしていくというところですので、そういう働きかけを各学校で補っていきながら、そのお子さんに対して一番適切な支援の仕方というものも探りながら、両面に対応しているという状況でございます。

吉田委員 把握については、今、申しましたように介助員制度の申請を通して状況を把握し、特に通常の学級にいるお子さんに関しては状況によって、もう1人、大人がいた方がいいだろうという判断をして対応しております。それから全体を見る役割として、先ほどスクールカウンセラーの役割が非常に大きいと井上委員からお話がありましたけれども、スクールカウンセラーに実際に教室に入ってもらって、どんな学級の様子なのか、あるいは課題だと思われるお子さんについて、どういった対応を学級全体でしてい



たらいいのかというようなことを、担任にアドバイスをするというような仕組みがあります。もう1つは地域支援がありまして、特別支援学校の中に地域支援を行う専任の先生方がおりまして、その先生方に同じように、クラスや学校に入っていて、どういった対応をしていったらいいのかということの助言するという形になっていまして、できるだけ早く課題を見つけて、親御さんと共有をしながら、そういった支援の手を借りて学級全体あるいは学校全体で共有して、どういった対応をしていくのが望ましいかということを最近、盛んに各学校でやるようになりましたので、その点もご報告をさせていただきます。

大津委員

この問題は人権的な部分で非常に難しいのは承知をしているけれども、もし仮にいじめに発展してしまった場合、事が起こってしまっているわけなので、できれば未然防止という意味で、どこまでできるか難しい問題はあるけれども、その家庭との連携といったことを今後模索していただけるといいかと思います。そして先生方もなるべくこの辺の知識を身につけていただいて、6.5%いるというのかなりの人数になりますので、先生一人ひとりがこのことを認識して、いじめの未然防止に役立てていただきたいと思います。

中林委員

先ほどの学習のところと全く同じですけども、結局、基本になっている家庭が、今、難しい課題を抱えているところが多くなってきていると感じています。また、発達障がい的な、グレーゾーンに入っているお子さんもかなり多くみられる中で、親が自分の子どもの状態をどうしていいかわからないといって、親も抱えてしまっているような状況があるのを見えますので、そのあたりはPTAとして保護者としてもいろいろ協力していければと思いますし、学校に保護者が一人ずつ見に行って、見守りさんの形で活動することでクラスが落ち着いてきたという小学校の話も聞いていますので、今、いろいろな課題があって難しいとは思いますが、発達障がいの部分の教育については、ぜひ親の方にも講演会的なものでもいいけれども、知ることすらできない状況というのがあると思うんです。見たくないとか、見ないで済ませたいという風潮もあると思いますので、ぜひ見なければいけないところをアナウンスして行って、みんなで支える学校ができればいいと思います。そういう意味でPTA、保護者を有効活用していただきたいと思います。

小竹委員長

他にありませんか。

特にないようですので、了承することといたします。

×××

小竹委員長

次に、(4)平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に

関する調査」の結果について、事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について、ご報告いたします。(資料参照)

資料については、参考として平成 25 年度、26 年度の状況についても記載しています。まず、暴力行為の状況ですが、小学校 27 件、中学校 92 件で、暴力行為の総数は 119 件となっており、前年度に比べ 166 件の大幅な減少となりました。小学校では対教師暴力、生徒間暴力が増加し、平成 26 年度は 14 件あった器物損壊はなく、中学校ではすべての項目において減少が見られます。本市中学校の件数が大幅に減少した要因は、問題行動が集中していた学校では、粘り強く指導に取り組んだ結果ととらえております。学校では問題行動の兆候をいち早く把握し、安心した学校生活を送ることができるよう教員が児童生徒の様子をよく観察し、子ども同士の関わりを見守っています。また、一人ひとりの児童生徒に寄り添って話を聞くことで信頼関係を構築し、子どもたちが抱えている困り事を少しでも取り除いていけるよう家庭とも連携し、支援しています。教育委員会といたしましても、小学校の件数が増加していることから、支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童支援担当教諭の早期の全校配置を進めるなど、関係機関等とも連携して支援に努めてまいりたいと思います。

次に、いじめの状況についてですが、いじめの認知件数は小学校で 54 件、中学校で 114 件の合計 168 件となっています。前年度に比べ、小学校では 36 件の増加、中学校で 5 件の増加となっています。小学校で大幅な認知の増加が見られましたが、これは 2 校において 13 件ずつ報告され、他の 33 校の合計が 28 件であることと比較すると、突出して多い件数となっています。しかし、この 2 校は特別にいじめが多いということではなく、「いじめ防止対策推進法」に規定されたいじめの定義を適切にとらえて認知した結果であると考えています。文部科学省でも認知件数の増加は好ましい傾向としており、教育委員会としても認知の感度を上げるよう各学校に指導していることから、今後も認知件数は増加していくものととらえています。

また、近年課題となっているパソコンや携帯電話による誹謗中傷では、小学校で 2 件、中学校で 26 件の報告があり、中学校では昨年度に比べ、約 4 倍となっていて深刻化したケースも報告されています。学校ではいじめに対する子どもたちの自覚が高まっていることから、児童会、生徒会を中心とした子どもたちによる未然防止に向けた自主活動を推進するとともに、アンケート調査の実施等継続してまいります。また、教育委員会は

ネットトラブルの未然防止に向けて、各学校における保護者も含めた講演会や研修会等の実施を支援してまいります。

次に、不登校の状況についてです。不登校児童生徒は小学校が 99 人、中学校は 322 人でした。前年比で小・中ともに 10 人ずつの減で、小・中合わせて 421 名となっています。不登校となったきっかけとしましては、小学校では家庭に係る状況、入学・転入・進級時の不適応、中学校ではいじめを除く友人関係の問題、家庭に係る状況が大幅に増えています。その一方で、効果のあった学校の対応は、不登校解消のための対応として、スクールカウンセラーや相談員等による専門的な指導や、電話や迎えに行くなどの登校刺激を与えたり、家庭訪問を通して指導・助言を行うなど、学校は積極的に行っており、学校復帰に向けての成果も見られています。今後もこの結果を踏まえて、各学校において児童生徒や家庭の状況に合わせた働きかけを行っていくことが重要であると考えています。

資料にはございませんが、不登校児童生徒への指導対応の状況といたしまして、不登校児童生徒のうち約 32%が指導対応の結果、登校できるようになっています。また、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒も約 25%おり、各学校において教員がスクールカウンセラーと連携し、家庭訪問や児童生徒一人ひとりに応じた支援を行っていることが、学校復帰や好ましい変化としてあらわれています。

本市の平成 27 年度の諸問題の発生件数については、暴力、不登校は平成 26 年度と比べ減少し、いじめは増加しています。小学校の問題行動等への対応については、組織的、計画的な対応や家庭・地域・関係機関との連携などの取り組みが一層促進されるよう、現在 19 校に配置している児童支援担当教諭の配置をさらに進めてまいりたいと考えております。

最後に、平成 27 年度の神奈川県児童生徒の問題行動等調査の結果として、全国の児童生徒の問題行動等調査の結果について、参考として報告いたします。暴力行為、いじめ、不登校の国・県・本市における発生件数と 1,000 人当たりの発生割合を示しています。発生状況の欄の括弧内は、平成 26 年度と比較しての増減の件数を示していて、上向き矢印は増加、下向き矢印は減少をあらわしています。数値の詳細は後ほどご覧いただければと思いますが、1,000 人当たりの発生割合を見ると、暴力、いじめについては国・県と比較して低い結果となっており、不登校についてはほぼ同じとなっています。本市のいじめの小中学校での認知件数については、先ほど増加していることを報告いたしましたが、国、県の認知の割合と比較すると、格差のあることが見て取れます。説明は以上ですが、今後も本市の

児童生徒が安全に安心して学校生活を過ごせるよう、学校の支援に努めてまいります。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきましてのご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員 不登校のところで「効果のあった学校の対応」ですけれども、SC、相談員等が専門的な指導をしたことによって立ち直っているということは、とてもいい傾向だと思っていますので、引き続き支援をお願いしたいと思っています。そして27年度322名が不登校になっているという数字は、説明によりますと、神奈川県、全国と比べると件数で比較されているので、よくわからないのですが、大体、人口が20倍いるとすれば、そんなものかなと計算できるけれども、藤沢の322名というのは神奈川県あるいは全国に比べてどのような割合になっておりますか。

松原教育部参事 資料の31ページの一番下の表は、児童生徒1,000人当たりの発生割合を占めおりますので、藤沢市は1,000人に対して30.5人、神奈川県の場合は31.6人、全国で見ますと28.3人ということで、比較としてはこの表を見ていただくと材料になるかと思えます。

井上委員 パーセントにすれば10で割ればいいということで3%ということですので、全国平均、神奈川県の平均ぐらいと理解してよろしいということですか。

松原教育部参事 はい。

大津委員 30ページの中学生の不登校になったきっかけですけれども、「いじめを除く友人関係の問題」と「家庭に係る状況」が突出して27年度は多いけれども、この表記だとわかりにくいので、もし事例としてこういうことが含まれていますというのを教えていただくとありがたいと思います。

山田教育指導課指導主事 まず、「いじめを除く友人関係の問題」は、中学校では多くの小学校から児童が集まってきて、1年生になるということがありますので、また新たな人間関係をつくり出さなければいけないという難しさとか、部活動ということで運動部などでは厳しい競争を強いられるような人間関係もあつたりもしますので、濃密な人間関係が発生するので、そういった部分でトラブルを起こしたり、挫折をするという例が見て取れます。

「家庭に係る状況」につきましては、小学校のところをご覧いただくと、他の要因に比べて「家庭に係る状況」が大きな割合を示しておりますので、そのまま引きずってといえますか、その状況が改善されずに中学校でも不登校の要因になっているということが言えるかと思えます。具体的に申し上げますと、例えば両親の離婚、両親の不和それから兄弟が不登校児童生徒の場合に、その兄弟が不登校傾向になるということもございます。

中林委員

再三にわたる家庭の状況は大変な状況だと感じます。今、1人親家庭が多くなってきたり、いろいろ問題があって簡単に解決できる状況ではないと思うのですが、親も悩んでいたり、親も病んでいる家庭が多いのかなと見ています。介入できることがなかなか難しいと思うのですが、手を差し伸べたら、もしかしたら言えることもあるかもしれないという家庭も見ていますので、1人になってしまわないように、してあげたらいいのでしょうか。けれども、なかなか周りも忙しくて、人のことをかまう関係がなかなかできていないので、家庭の状況は、結局子どもに全部行ってしまって、両親の離婚の問題などは昔もありましたけれども、それをフォローする親の力が足りないのかということもあるかと思うので、親に対する救済もあったらいいと思います。いろいろな小学校から集まった子どもたちで新しい人間関係をつくらなければいけないとか、部活でいろいろ問題があるのは今に始まったことではないと思うのですが、そういうことも本当は家に帰って、お父さんなりお母さんなり兄弟なりがフォローしてあげて、人として成長していけるような環境が昔はあったと思うけれども、今はそれもなかなかない状況の中で、周りがもう少しいろいろな形でお節介を焼いてあげられるような、何か力に慣れることの環境づくりができたらいいいと思っています。

松原教育部参事

中林委員のお話に関連しますけれども、家庭がさまざまな事情の中で子どもが学校に来れなくなってしまうケースも正直ございます。そういった部分については、学校からもそうですし、スクールカウンセラーなどが状況の確認をした後、ケースによってはスクールソーシャルワーカーにつなげて、その子どもだけではなくて家庭も含めた支援をしていくという形で、また関係の機関等もつなぎながら、子どもが安心して生活できる状況をつくっていくというところに努めているところでございます。

小竹委員長

他になければ、私から1点、教えていただきたいのは、31ページの児童生徒の問題行動等調査では、1,000人当たりの発生件数を見まして、いじめに関して全国、神奈川県に比べて藤沢市は2.3件、1,000人当たりだから比率としてとらえているので、人口比率ではないけれども、他のところは全国とか神奈川に近いような状況ですけれども、このいじめに関してのみ、かなり乖離した数字のような気がする。もちろん数字が低い方が喜ばしいに越したことはございません。そういうふうを受けとめたいけれども、カミングアウトができていいのかという点でちょっと心配な部分がありました。この点について、今後ともフォローしていただきたいと思えますので、お願いいたします。

山田教育指導課指導主事

いじめの認知の問題ですが、主に小学校では担任が認知した

ものを教頭に報告して、教頭から調査の報告を行っているところで、担任から教頭への報告というところで、法律に規定されたいじめではなく、社会通念上のいじめ、ひどいいじめを受けているというものだけを報告しているというようなケースがございますので、現在、小学校も中学校も含めてこちらの方では認知を上げるように指導しているところでございますので、また、この後に行いました短期調査という調査においては、認知件数が上がってきておりますので、今、公表できる段階ではないのですが、この問題もクリアされると考えております。

松原教育部参事      ちょっと補足をさせていただきますと、委員長おっしゃられましたとおり、認知件数の割合がどうなのかというところのご心配については、こちらの方も本当に認知かどうかというところは懸念をしているところでございます。先ほど学校生活アンケートのご報告をいたしましたけれども、あれは「子どもたちが嫌なことをされたよ」ということを訴えて出てきている数字で、諸問題の方は教員が「これはいじめだな」というふうに認知をしてカウントした数字でございます。ですから、学校生活アンケートの中で数字的には減少してきていますという報告をいたしましたけれども、実際に何%かのお子さんが嫌な思いをしているという状況は、ああいう訴えがありますので、その部分の数字とこちらの諸問題調査の報告で上がってくる認知件数との割合の整合性がどうなのかというところは、しっかりと我々も学校もとらえていく必要があると思っておりますので、そのあたりも含めて学校に対しては認知の仕方についてどうなのかというところで、働きかけをしているという状況でございます。

吉田委員      いじめについては、先ほどからお話に出ているように、未然防止するというのが一番大事なことだろうと思います。そのためには子どもたちをよく見て、先生たちがお互いに意見交流をしたり、共通理解を図っていく中で対応を考えていかなければいけないと思うのですが、学校生活アンケートの21ページの資料の下の欄に(7)その他という記述欄で、子どもたちが書いた内容があります。小学校を見ていきますと、「無理やりじゃんけん・スカートめくり・物をとられる」とたくさん書かれています。これを教員がいじめとして見るかどうかというのが認知につながるわけです。子どもたちはこういったことは嫌だと、もしかしたらこれが長期にわたったり、繰り返し、繰り返し行われたりすれば、子どもたちはいじめと思うけれども、先生方にとってみると、無理やりじゃんけんは、楽しんでやっているのかもしれないというふうな差が出てくるのではないかと思います。認知の件数は、少ないに越したことはないわけです。要するに、いじめがないということは、とてもいいことだと思うのですが、そう

ではなくて、どういったことで子どもたちが日ごろトラブルを抱えたり、人間関係がうまくいかなくなっているのかということを見越した上で、それをいじめと認知するかどうかということを考えていかなければいけないのではないかと思います。単なる数字、単に学校を指導してたくさん上げろということではなくて、この資料も参考にしながら、何をどういじめとして先生方はとらえていくのかということをお学校現場で十分に検討して、その学校、学校でとらえていく必要があるのではないかと思います

小竹委員長 他にありませんか。

特にないようですので、了承することといたします。

×××

小竹委員長 次に、(5) 藤沢市立学校教員の懲戒処分について、事務局の説明を求めます。

小池教育部参事 藤沢市立学校教員の懲戒処分について、ご報告いたします。(資料参照)

1の職員については、笹谷敏明総括教諭(58歳、男性)です。

2の事案の概要と3の発覚の経緯・事故後の状況については、10月の定例会でご報告しておりますが、その後、10月21日(金)横浜地方裁判所において、当該総括教諭に対する懲役1年6月、執行猶予3年の判決がございました。

4の処分の程度、理由については、処分の程度は懲戒免職。理由については、児童に対し、薬物乱用防止を指導する立場にある教員が、医療等の用途以外の用途に供するため指定薬物を使用、所持し、輸入しようとしたことは、児童や社会に及ぼす影響が極めて大きく、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものであるというものです。

処分年月日 平成28年10月27日 根拠法規 地方公務員法第29条。以上、報告をさせていただきます。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員 今回の事件は、傍聴者からの情報提供という形で発覚したことにつきましては、お粗末な形で残念だと思います。また、児童への多大なる影響力を考えると、今だけでなく地道に長い形でフォローしていただかないと、多分、小さい子の記憶はずっと残っていたりしますので、「あのときの先生、こうだったよね」とずっと語られてしまうので、それを消していただくよう、とにかくフォローしていただきたいと思

います。また、関係各署の皆さんについては、教育公務員として先生方へもう一度自覚を再認識していただくこと、そして子どもたちに多大なる影響力を持っていることを自覚していただくように、ご指導を改めてお願いしたいと思います。

吉住教育部長 本件につきましては、大変ご心配をおかけして申しわけございません。今、中林委員がご心配なさっている当該教諭の特にクラスの子どもたちは、発覚直後は大変ショックを受けて、泣く子どももあったと聞いております。その後、中堅のしっかりした教員が後を引き継いで、学級担任を持ちまして、大分、学校の方も落ち着きを取り戻したと聞いております。

また、再発防止につきましては、全小中学校・特別学校におきまして、校長、教頭による教職員の面談を行って、改めて意識を持っていただくように指導をしてもらっています。その中でさまざま教職員の意識の個人の差もあり、また、若手については急速に増えているのですが、認識の足りないところがありというようなことが出てきておりますので、引き続き全体に対して、また個別にきちんと指導して、学校がこういった不祥事を起こさない、自助能力を持つように取り組んでまいりたいと思います。

中林委員 迅速な対応と手厚いフォローをしていただき、子どもたちの心のきずを手当てしていただいていることに感謝申し上げたいと思います。

小竹委員長 他にありませんか。

特にないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

特にないようですので、次回の会議の期日を決めたいと思います。12月14日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の定例会は12月14日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後4時27分 終了